

第 5324 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース
		(2015年)平成27年 10月 7日 水曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 小規模企業共済制度の改正

Q：小規模企業共済制度が改正されたようですが、どのようになったのですか？

A：共済金の支給額の引き上げ、掛金の減額変更が可能になりました。

【解説】

さきごろ、小規模企業共済法が改正され次のようになりました。

小規模企業共済とは、個人事業者や会社役員の廃業・退職後の生活の安定等を図るための資金を積み立てる制度で、掛金は全額控除となり、共済金は退職所得や公的年金等の雑所得となります。

改正の概要は、次のとおりです。

①個人事業者の親族内事業承継の円滑化

これまでは、個人事業者が廃業した場合に最も多額の共済金が支給されておりましたが、これが、親族内事業承継をした場合にも同額が支給されることとなりました。

②会社役員の次世代への交代の円滑化

小規模企業者の次世代への交代を促すため、65歳以上の会社役員が退任した場合の共済金の支給額が引き上げられました。

③掛金の柔軟化

これまでは、掛金を減額することが認められませんでした（経営の悪化、疾病・負傷等の場合を除きます）が、改正後は、柔軟に変更することができるようになります。

